

相続手続きのご案内



Osaka
North
Japan
Agricultural
Cooperative



JA OSAKA-HOKUBU®

 大阪北部農業協同組合

<https://www.ja-osakahokubu.or.jp/> JA大阪北部

ご遺族の皆様へ

故人さまの生前のご愛顧に感謝申し上げますとともに、ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本冊子は、貯金等の相続に関しまして、

当組合のお手続きの流れや必要な書類等について以下のとおりご案内いたします。

ご参照のほど、よろしくお願い申し上げます。

目次

1. 相続手続の流れについて 1ページ
2. 相続税申告等の取引状況証明書発行について 2ページ
3. 相続手続の必要書類等について 2～ 6ページ
4. 相続等に関する手続き依頼書記入例 7～10ページ

《相続手続の流れについて》

① 相続のお届出

被相続人(亡くなられたお客様)の逝去日等をお知らせください。

— ご了承願います —

お亡くなりになられたお客様の貯金等は、相続発生と同時に相続人全員の相続財産となりますので、相続人の権利を確保するために、出金等の取引を停止させていただきます。

② 取引状況証明の発行

被相続人の取引内容把握のために、取引状況証明(貯金・出資・共済)が必要な方は申し出ください。

(発行には所定の手数料が必要となります)

③ 相続手続の必要書類等の提出(戸籍謄本など)

④ 相続手続依頼書等の作成(当組合所定の様式)

⑤ 払戻・名義変更等



《相続税申告等のための取引状況証明書発行について》

取引状況証明書は、相続人・遺言執行者・相続財産清算人等のご依頼により発行いたします。

記入いただく書類

相続税申告等のための取引状況証明依頼書

必要な書類等

- ①被相続人がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等
(例) ・ 戸籍謄本
・ 除籍謄本
・ 認証文付き法定相続情報一覧図
- ②依頼者(相続人・遺言執行者・相続財産清算人)であることが確認できる戸籍謄本・審判書等
- ③依頼者の実印・印鑑登録証明書
- ④依頼者の本人確認書類(運転免許証・保険証等)

発行する証明書

- ①貯金…相続貯金等残高証明書
(兼相続貯金等評価額証明書)
- ②共済…解約返戻金相当額等証明書
- ③出資…出資払込残高証明書

〔戸籍謄本〕

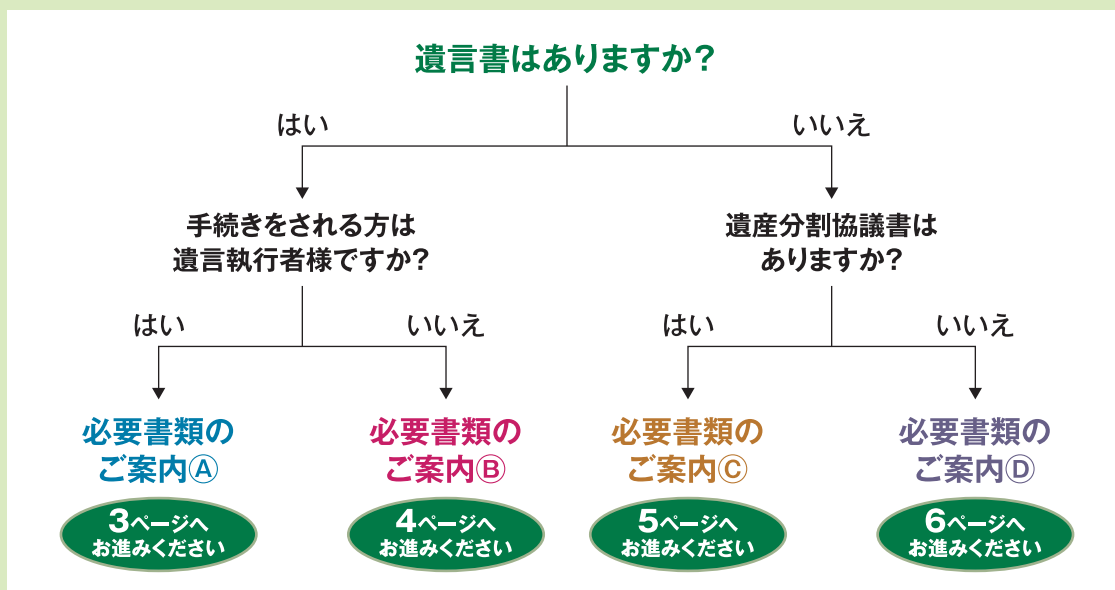
本籍地のある市町村で取得できます。
「金融機関の相続手続きに使用するため、被相続人の出生から死亡までの連続したすべての戸籍謄本が必要な旨」を市町村役場のご担当者にお伝えください。
郵便による請求も可能です。詳しくは、本籍地や除籍がある市町村にお尋ねください。

〔印鑑登録証明書〕

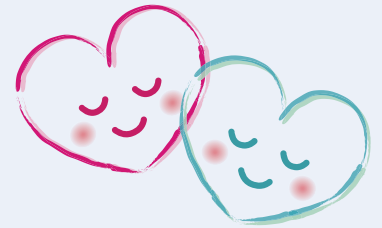
住民登録している市区町村で取得できます。

相続手続の必要書類等について

遺言書や遺産分割協議書の有無によりまして、必要書類が異なります。
どのケース(ご案内A~D)に該当するかをご確認ください。



※その他(単独相続等)の相続の場合は窓口へお問合せください。



(遺言書があり遺言執行者様がお手続きされる場合)

※「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本提示が必要となります。
書類を確認させていただき、写しをとってお返し致します。

	書 類	入手先
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の戸籍(除籍)謄本(原本) ^{※1} (お亡くなりになられた方の死亡の確認のため)	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	遺言執行者様等の印鑑登録証明書 ^{※2} 発行より6ヵ月以内のもの	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	遺言書もしくは遺言書情報証明書 ^{※3}	
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書等(当組合所定の書類)	当組合支店窓口
<input type="checkbox"/>	遺言執行者様等の実印もしくは登録印等	
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の 貯金通帳・証書・キャッシュカード、共済証書、出資証券等	
<input type="checkbox"/>	固定資産明細(正組合員で農地を所有されている方)	市区町村役場

※1 お亡くなりになられた方の戸籍(除籍)謄本(原本)に代えて、「認証文付き法定相続情報一覧図」(法務局にて手続)でも結構です。

※2 遺言執行者が弁護士等の場合は、弁護士会・信託銀行等が発行する印鑑登録証明書(原本)
家庭裁判所で遺言執行者様が選任されている場合は遺言執行者選任審判書謄本(原本)

※3 遺言書

①公正証書遺言の場合は正本または謄本

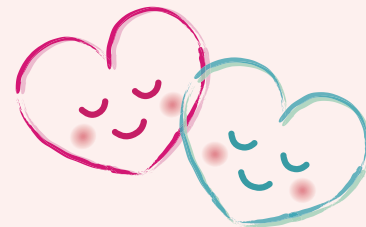
②自筆証書遺言(法務局保管制度の利用を除く)・秘密証書遺言は遺言書検認調書謄本(原本)
(検認済証明書または検認済通知書でも可)も必要です。

※委任状により弁護士等が対応する場合は委任先の印鑑証明書が必要となる場合があります。

※手続きに関する必要書類は被相続人や相続人の状況により異なる場合があります。

7ページ以降の記入例に従ってご記入ください。





(遺言書があり受遺者様がお手続きされる場合)

※「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本提示が必要となります。
書類を確認させていただき、写しをとってお返し致します。

	書 類	入手先
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の戸籍(除籍)謄本(原本) ^{※1} (お亡くなりになられた方の死亡の確認のため)	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	受遺者様(全員)の印鑑登録証明書(原本) 発行より6ヵ月以内のもの	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	遺言書もしくは遺言書情報証明書 ^{※2}	
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書等(当組合所定の書類)	当組合支店窓口
<input type="checkbox"/>	受遺者様(全員)の実印	
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の 貯金通帳・証書・キャッシュカード、共済証書、出資証券等	
<input type="checkbox"/>	固定資産明細(正組合員で農地を所有されている方)	市区町村役場

※1 お亡くなりになられた方の戸籍(除籍)謄本(原本)に代えて、「認証文付き法定相続情報一覧図」(法務局にて手続)でも結構です。

※2 遺言書

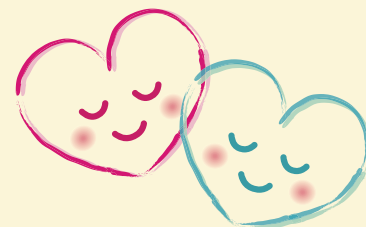
①公正証書遺言の場合は正本または謄本

②自筆証書遺言(法務局保管制度の利用を除く)・秘密証書遺言は遺言書検認調書謄本(原本)
(検認済証明書または検認済通知書でも可)も必要です。

※委任状により弁護士等が対応する場合は委任先の印鑑証明書が必要となる場合があります。

※手続きに関する必要書類は被相続人や相続人の状況により異なる場合があります。

7ページ以降の記入例に従ってご記入ください。



(遺産分割協議書がある場合)

※「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺産分割協議書」などは原本提示が必要となります。
書類を確認させていただき、写しをとってお返し致します。

	書 類	入手先
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の戸籍(除籍)謄本(原本) ^{※1} 「出生～死亡までの連続した戸籍謄本」をご準備ください	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	すべての相続人様の戸籍謄本(原本) ^{※1} お亡くなりになられた方との関係がわかる戸籍謄本をご準備ください	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	すべての相続人様の印鑑登録証明書(原本) ^{※2} 発行より6ヵ月以内のもの	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書 ^{※3}	
<input type="checkbox"/>	すべての相続人様の実印 ^{※2}	
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書等(当組合所定の書類)	当組合支店窓口
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の 貯金通帳・証書・キャッシュカード、共済証書、出資証券等	
<input type="checkbox"/>	固定資産明細(正組合員で農地を所有されている方)	市区町村役場

※1 「認証文付き法定相続情報一覧図」(法務局にて手続)の提出でも結構です。

※2 遺産分割協議書に相続人代表者に対して委任関係が確認できる場合は、相続人代表者のみで対応が可能です。

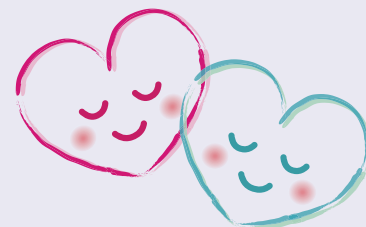
※3 すべての相続人様の署名・捺印があるかをご確認ください。

※委任状により弁護士等が対応する場合は委任先の 印鑑証明書が必要となる場合があります。

※手続きに関する必要書類は被相続人や相続人の状況により異なる場合があります。

7ページ以降の記入例に従ってご記入ください。





(遺言書・遺産分割協議書がない場合)

※「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」などは原本提示が必要となります。
書類を確認させていただき、写しをとってお返し致します。

	書 類	入手先
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の戸籍(除籍)謄本(原本) ^{※1} 「出生～死亡までの連続した戸籍謄本」をご準備ください	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	すべての相続人様の戸籍謄本(原本) ^{※1} お亡くなりになられた方との関係がわかる戸籍謄本をご準備ください	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	すべての相続人様の印鑑登録証明書(原本) 発行より6ヵ月以内のもの	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	すべての相続人様の実印	
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書等(当組合所定の書類)	当組合支店窓口
<input type="checkbox"/>	お亡くなりになられた方の 貯金通帳・証書・キャッシュカード、共済証書、出資証券等	
<input type="checkbox"/>	固定資産明細(正組合員で農地を所有されている方)	市区町村役場

※1 「認証文付き法定相続情報一覧図」(法務局にて手続)の提出でも結構です。

※委任状により弁護士等が対応する場合は委任先の 印鑑証明書が必要となる場合があります。

※手続きに関する必要書類は被相続人や相続人の状況により異なる場合があります。

7ページ以降の記入例に従ってご記入ください。



記入例

相続等に関する手続依頼書
(事業総合型相続手続依頼書)

令和〇年 〇月 △日

必要書類Aの場合は遺言執行者に○
必要書類Bの場合は受遺者に○
必要書類C・Dの場合は相続人に○

おところ 東京都千代田区大手町1丁目
おなまえ 農協 太郎

※ 該当を○で囲んでください。

本人

平成30年 4月 4日 死亡

相続関係者	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人・受遺者・相続財産清算人・遺言執行者 (おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 花子)	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人・受遺者 (おところ 東京都千代田区大手町1丁目 おなまえ 農協 一郎)
	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人・受遺者 (おところ 東京都江東区豊洲3丁目 おなまえ 農協 二郎)	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人・受遺者 (おところ 東京都千代田区平河町2丁目 おなまえ 組合 今日子)
	相続人・受遺者 (おところ おなまえ)	相続人・受遺者 (おところ おなまえ)
	相続人・受遺者 (おところ おなまえ)	相続人・受遺者 (おところ おなまえ)

公正証書遺言の場合は執行者のみの署名・押印で対応可能です
公正証書以外の遺言の場合、執行者が法律の専門家である場合に限り執行者のみの署名・押印で対応が可能となります

過日死亡いたしました上記被相続人の貴組合との貯金、定期積金、国債等(以下「貯金等」という。)取引にかかる相続手続、貴組合における持分の払戻請求権にかかる相続手続、および共済契約にかかる承継については、下記のとおりお取扱ください。また、貯金等および持分の払戻請求権にかかる相続手続の一切の権限を 農協 花子 に委任しますので、本払戻しおよび名義変更手続きは、同人の指示により処理していただきたく依頼します。(注 共済契約にかかる承継手続きは、本委任の対象外です。)

なお、本件について、他に遺言書および権利を主張する者はなく、今後いかなる事態が生じても、貴組合の責に帰すべき場合を除き、私どもが連帯して責任を負います。

記

I 貯金・出資金等

A・Bに該当された方は4に○
Cに該当された方は2に○
Dに該当された方は3に○

(該当番号を1つだけ○で囲んでください。)

1	右記貯金・出資金等につき私(私ども)以外に権利者は存在しません。	遺産分割協議前に請求される場合
2	別添〇年〇月〇日付「遺産分割協議書」の内容及び右記貯金・出資金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合(遺産分割協議書あり)
3	相続人全員により分割協議が成立し、右記貯金・出資金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合(遺産分割協議書なし)
4	被相続人の遺言により、右記のとおり相続しました。本遺言のほか遺言は存在せず、相続人間で遺言に係る争いはありません。	遺言書に基づき請求される場合
5裁判所の調停・審判により遺産分割が成立いたしました。右記貯金・出資金等につき私(私ども)以外に権利者は存在しません。	裁判所関与の分割手続が行われた場合
6	相続関係者は私1人ですので、私が相続しました。右記貯金・出資金等につき私以外に権利者は存在しません。	単独相続等の場合
7		その他の場合

2 貯金等の内容・取扱方法の明細

取引店名 ^(注1)	取引の種類	口座番号等 ^(注2)	請求者 (払戻または名義変更を 受ける者)	取扱方法		請求割合・金額 ^(注3)
				該当に○印 払戻	名義 変更	
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 花子	○		50万円
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 一郎		○	50万円控除後の全額
乙村支店	定期貯金	23456789	農協 二郎	○		60%
乙村支店	定期貯金	23456789	組合 今日子	○		40%
乙村支店	定期貯金	34567890	組合 今日子	○		全額

なお、上記相続割合で分割できない端数については、農協 花子 に加算してください。

(注) 1 取引店名が複数存在する場合は、受付店舗以外の店舗での処理日が数営業日後となる場合があります。

2 国債は債券口座番号、投信はファンド名をご記入ください。

3 同一口座の貯金等につき請求者(払戻または名義変更を受ける者)が複数の場合は、「請求割合・金額」欄に請求割合または金額をご記入ください。
また、国債は額面金額、投信は口数をご記入ください。

3 貸金庫

貸金庫取引(取引店名:○○支店、貸金庫番号:○○○)については解約し、格納品の返却を依頼します。なお、取引の解約および格納品(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続手続権限者に委任します。

4 通帳・証書等の喪失

私(私ども)は、下記物件の所在が不明のため提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合は、ただちに貴組合へ提出いたします。

取引店名	取引の種類	口座番号等	喪失物(該当を○で囲んでください。)
乙村支店	定期貯金	34567890	カード(本人・代理人)・通帳・ <u>証書</u> ・その他()
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他()
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他()

5 持分の払戻請求権の内容

出 資 額 (出資持分相当額)	備 考
100 口 300,000 円	

6 持分の処理および分割方法

相続人	該当に○印			相続する口数・金額
	相続加入	増口	払戻	
農協 一郎	○			100 口 100,000 円

別途、書類が必要となります

なお、未払配当金(出資配当金・事業分量配当金等)がある場合には、農協 一郎 に加算してください。

(注) 「相続加入」欄は、持分全部を一人が相続し加入する場合に○をご記入ください。「増口」欄は、既に組合員である方が、相続した持分の払戻請求権を利用して増口を行う場合に○をご記入ください。「払戻」欄は、持分の払戻請求権を相続した方が、持分の払戻を行う場合に○をご記入ください。

II 貯金等・出資に関する持分の払戻請求権の払戻金の振込先

前記Iの貯金等および持分の払戻請求権の払戻金について、以下の口座に農協所定の振込手数料を差引のうえお振込ください。

金融機関名	ゆうちょ銀行	支店名	△△支店
貯金種類	普通・当座・その他)	(フリガナ) 受取人	ノウキョウ ハナコ 農協 花子
口座番号	9876543	金額(注)	500,000 円

金融機関名	□□農業協同組合	支店名	本店
貯金種類	普通・当座・その他)	(フリガナ) 受取人	ノウキョウ ジロウ 農協 二郎
口座番号	8765432	金額(注)	全額 円

金融機関名	□□農業協同組合	支店名	本店
貯金種類	普通・当座・その他)	(フリガナ) 受取人	クミアイ キョウコ 組合 今日子
口座番号	7654321	金額(注)	全額 円

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・その他)	(フリガナ) 受取人	
口座番号		金額(注)	円

金融機関名		支店名	
貯金種類	普通・当座・その他)	(フリガナ) 受取人	
口座番号		金額(注)	円

(注) 払戻金額の全額を振込む場合は、金額欄に「全額」とご記入ください。

Ⅲ 共済契約にかかる承継者

被相続人が共済契約者(建物共済の場合は共済契約者または被共済者(共済の対象の所有者))となっている下表記載の共済契約(合計...4...契約)について、同表記載の承継共済契約者、承継被共済者(共済の対象の所有者)に一切の権利および義務を承継することとしました。

ただし、相続開始前に発生している共済金請求権については、本書面により承継される被共済者の権利義務には含みません。

(生命共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1	終身	1111	H20年4月30日	農協 太郎	農協 花子	農協 花子
2	医療	1112	H22年5月10日	農協 太郎	農協 花子	農協 花子
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			

別途、書類が必要となります

- (注) 1 生命共済とは、終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済、予定利率変動型年金共済、定期生命共済、がん共済、医療共済、定期医療共済、引受緩和型医療共済、介護共済、生活障害共済などをいいます。
 2 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者1名を選定してください。
 3 こども共済は、ご契約時に承継共済契約者を指定している場合があります。
 4 被相続人が保障の対象となっているご契約については、共済金のお支払が発生する場合がありますが、共済金請求手続きは、当該手続きとは別に手続きいただく必要がございます。共済金請求手続きに関する詳細は、窓口にお問合せください。

(建物共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日	共済契約者	被共済者	共済の対象	承継共済契約者	承継被共済者 《共済の対象(目的)の所有者》
1	建更	1223	H18年8月10日	農協 太郎	農協 太郎	建物	農協 一郎	農協 一郎
2	建更	1224	H18年8月10日	農協 太郎	農協 太郎	家財	農協 花子	農協 花子
3			年 月 日					
4			年 月 日					
5			年 月 日					

別途、書類が必要となります

- (注) 1 建物共済とは、建物更生共済、火災共済、賠償責任共済をいいます。
 2 共済の対象欄は、共済種類が建物更生共済、火災共済の場合にご記入ください。(賠償責任共済の場合、共済の対象欄の記載は不要です。)
 3 承継被共済者<共済の対象の所有者>欄は、被相続人が被共済者となっている建物更生共済、火災共済についてご記入ください。(被共済者ではない場合および賠償責任共済は記載不要です。)
 4 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者、承継被共済者1名を選定してください。

(自動車・自賠責共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1	自動車・自賠責		年 月 日			
2	自動車・自賠責		年 月 日			
3	自動車・自賠責		年 月 日			

別途、書類が必要となります

(注) 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者1名を選定してください。

遺言書に記載が無い場合は別途、書類が必要となります

以上

(農協使用欄)

また承継契約者が相続人でない場合、承継できない場合があります

被相続人の資格区分(正組合員・准組合員・その他)

原本は〇〇支店にて保管

係 印	印鑑照合	検 印	係 印	検 印	係 印	検 印



JA大阪北部

大阪北部農業協同組合 本店 〒562-0043 箕面市桜井2丁目8番8号 TEL.072-725-0751



- | | | | | | |
|--------------------------------|----------------|------------------|---------------------------------|---------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> 萱野支店 | 箕面市萱野2-6-16 | TEL.072-722-4123 | <input type="checkbox"/> 麻田支店 | 豊中市蛸池中町1-4-30 | TEL.06-6855-0661 |
| <input type="checkbox"/> 箕面支店 | 箕面市桜井2-8-8 | TEL.072-721-2071 | <input type="checkbox"/> 小曾根支店 | 豊中市北条町3-4-40 | TEL.06-6331-0643 |
| <input type="checkbox"/> 豊川支店 | 箕面市栗生新家3-5-25 | TEL.072-729-7161 | <input type="checkbox"/> 庄内支店 | 豊中市庄内幸町4-7-23 | TEL.06-6332-0181 |
| <input type="checkbox"/> 豊能支店 | 豊能郡豊能町余野160-1 | TEL.072-739-0555 | <input type="checkbox"/> 南豊島支店 | 豊中市利倉東1-10-36 | TEL.06-6863-6941 |
| <input type="checkbox"/> 能勢支店 | 豊能郡能勢町栗栖58-1 | TEL.072-734-0006 | <input type="checkbox"/> 服部穂積支店 | 豊中市服部西町1-10-1 | TEL.06-6864-0695 |
| <input type="checkbox"/> 東郷支店 | 豊能郡能勢町野間中682-1 | TEL.072-737-0515 | <input type="checkbox"/> 細河支店 | 池田市巾原町331-1 | TEL.072-751-2668 |
| <input type="checkbox"/> 櫻井谷支店 | 豊中市桜の町4-1-9 | TEL.06-6852-6875 | <input type="checkbox"/> 池田支店 | 池田市上池田2-1-7 | TEL.072-750-2127 |